

役割・業務

知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の4つを「産業財産権」といい、特許庁が所管しています。産業財産権制度は、新しい技術、新しいデザイン、ネーミングについて独占権を与え、模倣防止のために保護し、研究開発へのインセンティブを付与したり、取引上の信用を維持したりすることによって、産業の発展を図ることを目的としています。

特許庁では、これら権利の適切な付与、産業財産権施策の企画立案、国際的な制度調和、中小企業支援等、我が国産業の発展に向けた取組を積極的に進めています！

採用後の処遇

○勤務地：基本的に特許庁本庁舎（東京都霞が関）での勤務です。

海外（世界知的所有権機関、在外公館等）、地方（経済産業局等）、民間企業、他省庁、関係機関への出向の機会もあります。

○昇進：勤務実績に応じて

○ワークライフバランス：フレックスタイムの導入や、育児休業や各種休暇制度（病気休暇、特別休暇、介護休暇等）、短時間勤務制度のほか、テレワークも多くの職員が実施しており、執務室のフリーアドレス化なども積極的に行っています。

職員数

2,796名（令和5年度定員）

- ・特・実審査官：1,663名
- ・意匠審査官：50名
- ・商標審査官：175名
- ・審判官：380名
- ・事務職員：528名

先輩職員からのメッセージ

特許庁は「産業財産権」という一つの軸を持ちながらも、幅広い業務に挑戦することが出来ます。また、よく「風通しの良い職場」と言われますが、どの部署も雰囲気良く、若手のうちから活躍できるチャンスがあります。ぜひ、特許庁にお越しください！

みなさまと働ける日を楽しみにしております！

令和2年入庁（一般職・大卒・行政区分）秘書課

問合せ先

特許庁秘書課任用第一係

〒100-8915 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号

TEL：03-3581-1101（内線2016）

Mail：PA0120@jpo.go.jp

HP：<https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/index.html>

採用 HP



X



メルマガ

